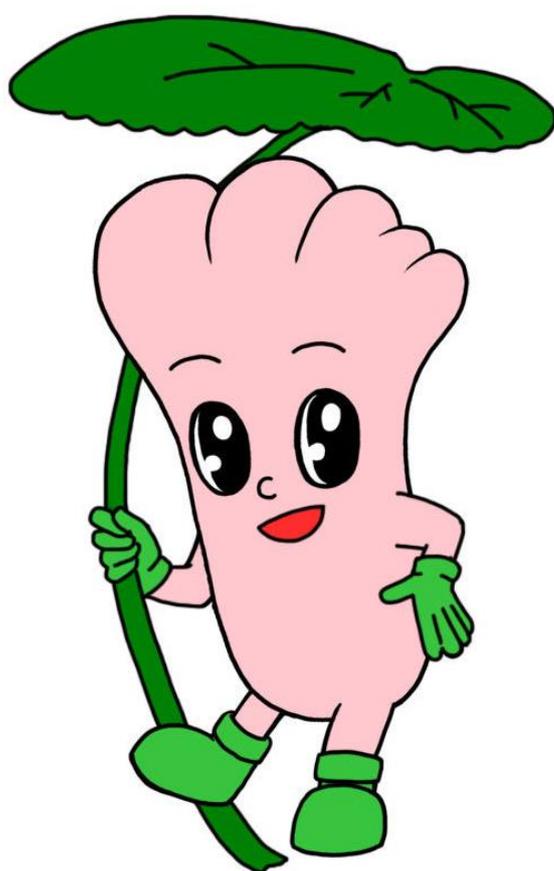


足寄町介護・保健・福祉 サービスガイドブック



令和3年5月発刊

足 寄 町

<目次>

I. 困ったときの相談窓口	1
1. 役場窓口	1
2. 役場以外	2
II. 各種サービスについて	3
1. 障がい者福祉について	3
2. いくつになっても健康に生活するために	7
3. 医療サービスについて	10
4. 介護を受けるときは？	11
5. 高齢になってもいきいきと暮らしていくために	17
6. 安心して子育てするために	20
7. その他福祉関連サービス	23
III. 足寄町内公共施設バリアフリートイレ一覧	24



I. 困ったときの相談窓口

1. 役場窓口

相談内容	相談機関
障がい者福祉について・生活の相談について・民生委員・児童手当・児童扶養手当・DV・ストーカーの相談など	福祉課福祉担当 ☎25-2216
こころや身体の健康についての相談・各種健康診断について・病気の予防や健康づくりについて・妊娠、出産、親子の健康について	福祉課保健推進担当 ☎25-2571
介護サービスを利用したい・介護予防・高齢者のことで相談したい	福祉課地域包括支援センター ☎25-9200
介護保険料・介護保険制度・住宅環境整備・介護保険の苦情について	福祉課介護保険担当 ☎28-3854
高齢者の不安解消・成年後見人制度について	福祉課高齢者福祉担当 ☎28-3854
特別養護老人ホームの入所について	特別養護老人ホームあゆみ園 ☎25-3355
病院における療養に関する相談 退院後の相談・訪問診療、転入院の相談	国保病院医療連携室 ☎25-2155
子育て、子どもについての相談	子どもセンター ☎25-4415
教育相談電話 いじめや不登校、学習など、児童・生徒やその保護者の様々な悩みの相談を、生涯学習アドバイザーが受け ます。(平日 9:00~16:00)	<相談専用電話> ☎25-4976 ※「よくなるう」で覚えてくだ さい 足寄町教育委員会 ☎25-3188



2. 役場以外

相談内容	相談機関
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉に関すること(共同募金、老人クラブ、身体障害者福祉協会、遺族会など) ・福祉ボランティアに関すること ・生活福祉資金貸付事業 ・心配事相談 ・障がい福祉サービスに関すること ・生きがいデイサービス ・むすびれっじ ・居宅介護等に関すること ・成年後見制度 など 	▽足寄町社会福祉協議会 足寄町南6条2丁目7 ☎28-0722 fax22-9021
<ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法や「振り込め詐欺」など特殊詐欺の被害や訪問販売、通信販売等における事業者とのトラブルについての相談 ・その他消費生活全般について <p>※消費生活専門員が対応</p>	▽足寄町消費生活相談所 足寄町南6条2丁目7 ☎28-0585 平日 10:00～15:30 ▽役場住民課住民生活担当 ☎28-3858
<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護について 	▽とちかち人権啓発活動ネットワーク協議会 (釧路地法務局帯広支局) 平日 8:30～17:15 ◆みんなの人権 110 番 0570-003-110 ◆子どもの人権 110 番 0120-007-110 ◆女性の人権ホットライン 0570-070-810 ▽人権擁護委員 役場住民課住民生活担当 ☎28-3858 ◆6月・12月 特設人権相談所開設



Ⅱ. 各種サービスについて

1. 障がい者福祉について

(1) 障がい福祉サービス要件

障害者手帳	要件	備考
身体障害者手帳	視覚、聴覚、平衡機能、音声、肢体、心臓・腎臓などの機能に一定の永続する障がいがある方	(等級1級～6級) 15歳未満の方は保護者が申請してください。
療育手帳	判定機関(帯広児童相談所、道立心身障害者総合相談所)において知的障害と判定された方	(等級A・B)
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方	(等級1級～3級)

その他、自立支援医療受給者(精神通院医療に限る)、難病等の方も対象となります。

(2) 障がい福祉サービスの種類

◇足寄町内で利用できるサービス

区分:障がい者～(者)・障がい児～(児)

	サービス	サービス内容	事業者・区分
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う	生活サポートのひら・足寄町社会福祉協議会 (者)(児)
	重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がい、常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	足寄町社会福祉協議会 (者)
日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	介護する方が病気等で介護ができない場合、短期間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行う	むすびれっじ (者)(児)
	児童発達支援	日常生活における基本的な動作や集団生活への適応支援の実施	あゆみ園 (児)
訓練・就労系	就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な方に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	地域共同作業所ふれあいホーム (者)

◇足寄町以外の施設で利用できるサービス

	サービス	サービス内容	区分
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供を行う	(者)
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護、介護及び日常生活の世話を行う	(者)
施設系	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	(者)
居住支援系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	(者)
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	(者)
訓練系・就労系	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	(者)
	就労定着支援	一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	(者)
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な方に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	(者)

◇地域生活支援事業

サービス	サービス内容	事業者
日常生活用具給付事業	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付または貸与する事業	町と契約している事業者を利用
移動支援事業	外出時の移動が困難な障がい者等に対して外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の移動を支援する事業	足寄町社会福祉協議会 / 生活サポートてのひら / 地域共同作業所ふれあいホーム
日中一時支援事業	日中、障がい者等に活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行う事業	地域生活支援事業所えくぼ / 生活サポートてのひら
地域活動支援センター事業	地域生活の充実のため創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流を促進する場を確保する事業	あしよろ地域共同作業所ふれあいホーム

自動車改造助成事業	重度の身体障がい者が就労等に伴い、自動車の改造に要する経費を助成する事業（助成限度額あり）	
訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障がい者（児）のお宅を訪問し、入浴介護を行う事業。（介護保険の対象者は該当になりません）	
生活サポート事業	介護給付支給決定以外の障がいのある方で、日常生活に関する支援を行う必要があると町長が認めた方を支援する。	足寄町社会福祉協議会 / 生活サポートでのひら
福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者に対する居室その他の設備の提供を行い、日常生活に必要な便宜を供与する事業	テラスハウスぽのぽの

◇その他サービス

サービス	サービス内容	備考
障害者手当	①特別障害者手当 （20歳以上・在宅重度障がい者） ②障害児福祉手当 （20歳未満・在宅重度障がい児） ③特別児童扶養手当 （障がい児を養育している保護者）	診断書が必要
交通機関料金割引	①JR旅客運賃割引 ②バス運賃割引 ③航空運賃割引 ④有料道路通行料金割引 ⑤タクシー運賃の割引	④は状況により該当しない場合あり
税の控除	①所得税及び道町民税の控除 ②自動車税・自動車取得税・軽自動車税の免除 ③相続税の控除・贈与税の非課税 ④利子の非課税（利子非課税貯蓄制度）	<連絡先> 役場住民課税務室 ☎28-3859
足寄町独自の制度	①足寄町重度心身障害者年金（身体障害者手帳1～2級、療育手帳Aで在宅の方） ②じん臓機能障害者通院支援事業（足寄町国保病院に人工透析で通院している方の移送）	
補装具の交付	身体障害者手帳に記載されている障がい内容に応じて補装具の交付や修理を行う	

その他	①NHK放送受信料免除 ②携帯電話基本使用料等割引 ③駐車禁止除外指定者の指定申請 ④障害基礎年金 ⑤重度心身障害者医療費助成制度	①は状況により該当しない場合あり
-----	---	------------------

◇ほかにも日々の生活の援助や就労のための援助など、様々なサービスがあります。
まずは役場福祉課福祉担当にご相談ください。



お問い合わせ

役場福祉課福祉担当 ☎25-2216

◎十勝管内精神科・心療内科一覧

病院名	住 所	電 話
ホームケアクリニックあづま	足寄町南5条3丁目	0156-25-5050
大江病院	帯広市西20条南2丁目5-3	0155-33-6332
おびひろメンタルクリニック	帯広市西2条南11丁目16	0155-27-7377
萩原医院	帯広市西4条南10丁目44	0155-22-3156
大和田心療内科	帯広市白樺16条東19丁目12-1	0155-58-1688
田中医院	音更町木野大通東15丁目2	0155-31-2682
北海道立緑ヶ丘病院	音更町緑が丘1	0155-42-3377
帯広協会病院	帯広市東5丁目南9丁目2	0155-24-6600
帯広厚生病院	帯広市西14条南10丁目1	0155-65-0101
国立病院機構 帯広病院	帯広市西18条北2丁目16番地	0155-33-3155
藤田クリニック	池田町大通6丁目13	015-572-6020
本別町国民健康保険病院	本別町西美里別6番地8	0156-22-2025
足寄町国民健康保険病院	足寄町南2条3丁目1番地	0156-25-2155

◎精神障がいに係る相談窓口

相談機関名	住 所	電 話
帯広生活支援センター	帯広市西6条南6丁目3 ソネビル内	0155-23-6703
十勝障がい者総合相談支援センター	帯広市東11条南9丁目1 プラザ六中内	0155-28-7599

2. いくつになっても健康に生活するために

- ◇健康相談 ～ 妊婦や乳幼児から成人、高齢者まで、あらゆる年代の方を対象に健康に関する相談を、個人に限らずサークルや自治会集団でも受けられます。
- ◇健康教育 ～ 健康に関する情報や知識について、妊婦や乳幼児から高齢者まであらゆる年代の方を対象に実施。育児サークルや自治会・老人クラブ・職場・各種サークル等でご希望の場合はご相談ください。
- ◇家庭訪問 ～ 赤ちゃん訪問のほか、健診事後の生活習慣病予防や療養生活・介護予防支援のため、あらゆる年代の方を訪問しています。
ご希望の方はいつでもご連絡ください。

(1)健診事業

生保・すこやか健診（生保の方、35歳～39歳で健診の機会のない方）、特定健診、後期高齢者健診、キッズ健診（小児健診）

診察、身体腹囲計測、血液、尿検査など（健診料無料）

がん検診、脳ドック、歯周病検診、特定保健指導

胃がん、肺がん、前立腺がん、子宮がん、乳がん、PETがん検診、脳ドック、歯周病検診などの受診料の一部を助成

特定保健指導

40歳以上 75歳未満の特定保健指導該当者

(2)高齢者保健事業

▽介護予防・健康相談・家庭訪問～保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが相談にのります。

▽予防接種助成
～インフルエンザ・高齢者肺炎球菌

(3)その他保健事業

▽子ども等インフルエンザ予防接種
▽中・高校生健康教育
▽エキノコックス検診など



(4)こうのとりのり事業(不妊治療・不育症治療助成)

▽特定不妊治療費・男性不妊治療費

1回につき最大15万円助成・足寄町に1年以上住所を有する方・夫婦の所得が750万円未満

▽不育症治療費

15万円限度額・足寄町に1年以上住所を有し、税金等滞納のない方

(5)母子保健事業

母子健康手帳の発行

母子健康手帳・父子手帳の配布。前期妊婦一般健康診査受診票、超音波検査受診票、妊婦歯科検診受診票、妊婦の緊急搬送について

妊産婦通院交通費等

助成金

妊婦健診及び出産等を町外の医療機関で行う方の通院に要する交通費・出産準備のための宿泊費の一部を助成。

通院1回あたり2,450円～上限産前14回、産後1回。宿泊1泊5,000円～上限5泊

あしよろ♡たまごくらぶ

妊婦とその夫を対象に母子健康手帳の交付・妊婦一般健康診査受診票等の発行や歯・栄養の話など妊娠期の健康に役立つ話の他、妊婦さん同士の交流などを実施

子育て出産祝い金

出生時の住所登録地が足寄町である子どもを対象に 第1・2子10万円、第3子以降20万円
※保護者の住民登録が1年以上経過していること。
税金の滞納がないこと。

<住民課戸籍年金担当>

☎28-3856

新生児訪問・乳幼児訪問

新生児～1か月以内
乳幼児～必要時

産後ケア

生後1歳までのお子さんをもつお母さんが、安心して子育てができるよう体調管理や育児方法について助産師が支援します。～4回上限（訪問型の場合、母子の状況等により、必要最小限の範囲内で上限を超えて利用可能）
・慶愛病院産後ケアセンター
・助産師による自宅訪問

新生児聴覚検査費助成

生後1か月までに受けた聴覚検査費用を助成。（全額）

乳幼児相談

3か月と12か月の親子や相談を希望する親子を対象に、健康・栄養・歯科相談を実施

定期予防接種

2か月以上の子どもを対象に、町内の病院で個別予防接種を実施

先天性股関節脱臼検査

3か月の子どもを対象に、超音波検査・視触診を足寄町国保病院で実施

乳幼児健診

5～7か月児、8～10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児の親子を対象に、小児科医の診察、歯科検診、身体計測、健康・栄養・歯科相談等を実施

もぐもぐ教室

6～7か月頃の親子を対象に離乳食のすすめ方と食べ方についての講話と試食を実施

フッ素塗布（希望者）

1歳6か月、3歳児健診日に実施



(6)介護予防・健康相談・家庭訪問

心身の健康に関する相談。
精神的障がいを持つ方で
介護認定されていない方
が対象。本人及び家族や地
域の方と相談することで、
生活や健康状態の不安解
消につなげる。

(随時実施)

こころの健康相談 北 海 道 0570-064-556

帯広保健所 0155-27-8634

本別保健所 0156-22-2108

こころの健康電子メール相談

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/
consultationstart.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/consultationstart.htm)

<注意☞>

- ①R3年(2021年)4月現在の内容です。年度により変更されることがあります。
- ②各保健事業には、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が対応しています。
- ③ほかにも各種健康相談や教室などを行っています。自治会回覧でのお知らせや足寄町ホームページをご確認ください。



お問い合わせ

役場福祉課保健推進担当 ☎25-2571

3. 医療サービスについて

<p>乳幼児及び児童医療費助成制度</p>	<p>中学校修了前までのお子さんに対して、医療費(保険診療)を北海道と足寄町で全額助成します。保護者の所得制限もありません。受給者証を交付しますので、出生・転入時の手続きと合わせて申請をしてください。</p>
<p>ひとり親家庭等医療費助成制度</p>	<p>ひとり親家庭(母子・父子家庭)のお母さん又はお父さん及びお子さんの医療費(親は入院のみ)を北海道と足寄町で助成します。所得に応じて自己負担額及び限度額が異なります。受給者証を交付しますので申請をしてください。 ※中学校修了前のお子さんは全額助成となります。</p>
<p>重度心身障害者医療費助成制度</p>	<p>心身に重度の障がいを持つ方の医療費を北海道と足寄町で助成します。所得に応じて自己負担額及び限度額が異なります。受給者証を交付しますので申請をしてください。 ※中学校修了前のお子さんは全額助成となります。</p>
<p>後期高齢者医療制度(特例分)</p>	<p>65歳以上 75歳未満で、一定以上の障がい認定を受けた方は後期高齢者医療制度に加入することができます。基本的には医療費は1割負担ですが、所得により3割負担になることがあります。</p>

保育所や学校管理下でのケガは日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用されることがあります。保育所や学校の担当の方に確認してください。



お問い合わせ

役場住民課保険担当 ☎28-3857

4. 介護を受けるときは？

足寄町では介護保険制度による「介護サービス」と、介護が必要になることを予防するため、「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しています。

まずは「役場福祉課地域包括支援センター(☎25-9200)」に相談してください。

(1) 介護保険制度について

第1号被保険者（65歳以上）
原因を問わず、日常生活を送るために
介護や支援が必要と認められた方

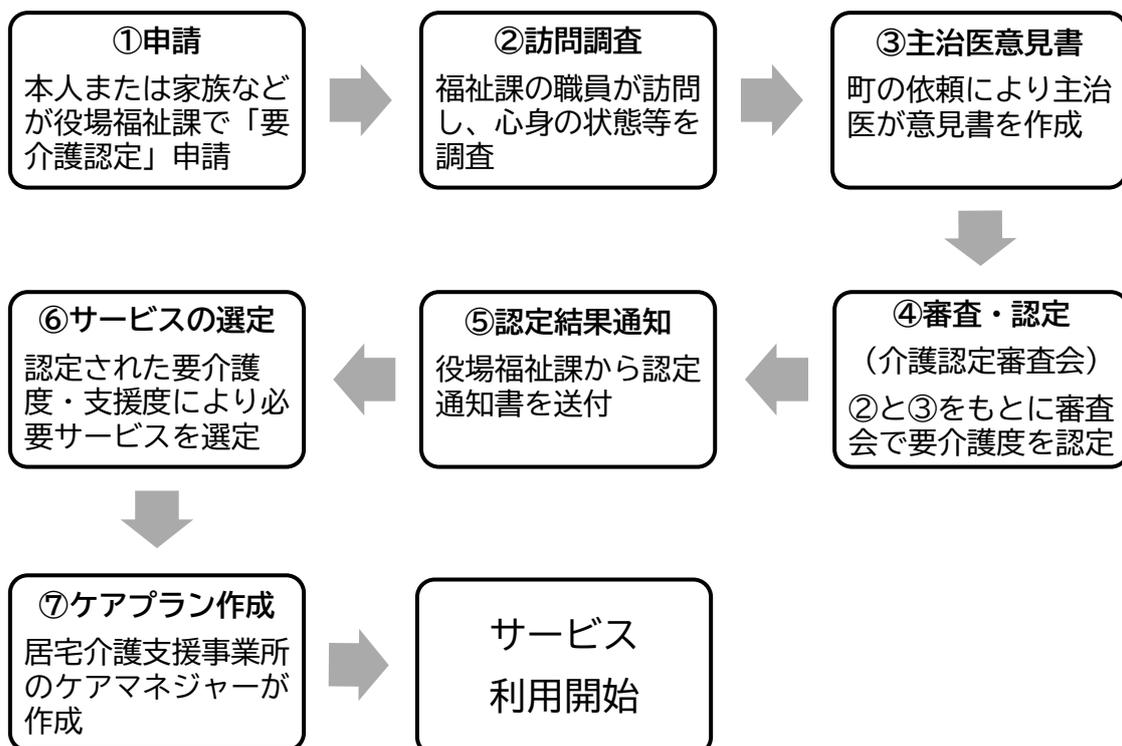
介護保険料は「広報あしよろ」やHPで
ご確認ください。

第2号被保険者
(40歳以上 65歳未満の医療保険加入者)
老化が原因とされる病気（特定疾病※）により、介護や支援が必要と認定された方
交通事故や転倒などが原因の場合は利用できません。

※特定疾病

がん末期・脊柱管狭窄症・関節リウマチ・筋萎縮性側索硬化症・早老症・慢性閉塞性肺疾患・後縦靭帯骨化症・骨折を伴う骨粗しょう症・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症・多系統萎縮症・脳血管疾患・初老期における認知症・パーキンソン病関連疾患・脊髄小脳変性症・閉塞性動脈硬化症

◇手続きの流れ



(2)介護予防・日常生活支援総合事業

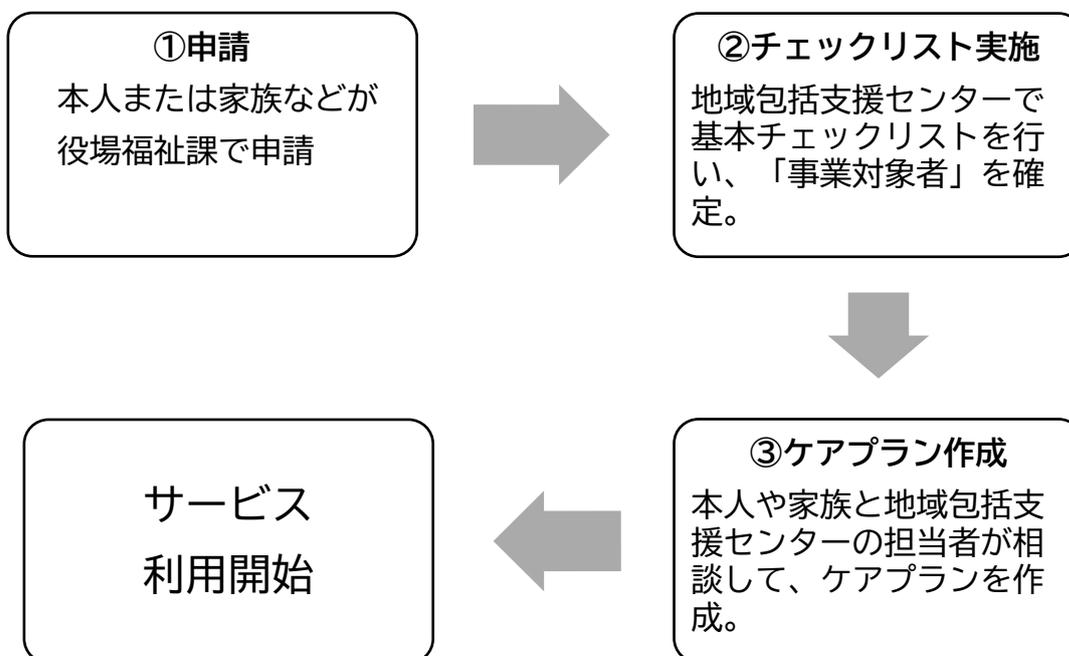
介護が必要になることを予防するため、「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しています。

要介護認定で要支援1相当に該当する方でも、要介護認定を受けなくても事業対象者になることで訪問サービス、通所サービスを受けられることになりました。また、要介護認定で要支援1・2の方も介護予防・生活支援サービスを利用できます。

◇事業内容

訪問型サービス(ホームヘルプ)	通所型サービス(デイサービス)
ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理等の生活援助を行います。 ※従来の介護予防訪問介護に相当します。 <要件> 要支援1・2 総合事業対象者	食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションができます。 ※従来の介護予防通所介護に相当します。 <要件> 要支援1・2 総合事業対象者

◇手続きの流れ



<ケアプラン作成>

要介護 ① 要支援 ②

サービス	サービス内容	要件等	町内事業所
居宅介護支援	介護支援専門員が適切な介護サービスを利用できるよう居宅サービス計画を作成します。	①1~5	各居宅介護支援事業所
介護予防支援・介護予防マネジメント	保健師、社会福祉士等の職員が、介護予防の視点に立った介護予防サービス計画を作成します。	②1・2 総合事業対象者	足寄町地域包括支援センター

足寄町内居宅介護支援事業所

▽足寄町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	☎28-0722
▽あしよろ敬愛会居宅介護支援事業所	☎25-9377
▽居宅介護支援あづまの里	☎25-5050
▽足寄町居宅介護支援事業所	☎25-9200

(3)足寄町の介護サービス

<在宅サービス>

要介護 ① 要支援 ②

	サービス	サービス内容	要件等	町内事業所
訪問サービス	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが、入浴、排せつ、食事の介助等の身体介護や生活援助を行います。	①1~5	足寄町指定訪問介護事業所 (足寄町社会福祉協議会内)
	訪問看護・介護予防訪問看護	看護師等が訪問し、主治医の指示にもとづき療養上の世話や診療の補助を行います。	①1~5 ②1・2	本別地域訪問看護ステーション / ホームケアクリニックあづま
	訪問リハビリテーション ・介護予防訪問リハビリテーション	自宅で機能回復訓練をするため理学療法士や作業療法士等が自宅に訪問し、リハビリテーションを行います。	①1~5 ②1・2	足寄町国保病院 / ホームケアクリニックあづま
	居宅療養管理指導介護 予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理・指導を行います。	①1~5 ②1・2	各医療機関・薬局など

通所サービス	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	介護施設や医療機関等で、理学療法士等による日帰りのリハビリテーションなどが受けられます。	①1~5 ⑤1・2	デイケア「あづまの里」
	認知症対応型通所介護	認知症のある方が、デイサービスセンター等に通い、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。	①1~5 ⑤1・2	グループホーム「ひなたぼっこ」
	地域密着型通所介護	通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などが受けられます。	①1~5	足寄町デイサービスセンター
短期間宿泊サービス	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護施設などに短期間入所して、日常生活上の支援などが受けられます。	①1~5 ⑤1・2	特別養護老人ホーム「あゆみ園」
	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとで、介護・医療・機能訓練などが受けられます。	①1~5 ⑤1・2	介護療養型老人保健施設「あづまの里」
	短期利用認知症対応型共同生活介護	認知症のある方がグループホームを利用し、短期間宿泊することで、日常生活上の支援が受けられます。	①1~5 ⑤1・2	グループホームうらら花
訪問・通所・宿泊サービス	小規模多機能型居宅介護	「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを受けます。	①1~5 ⑤1・2	足寄町小規模多機能型居宅介護施設 (むすびれっじ内)
その他	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具が借りられます。 <例> 歩行器・手すり・車いす・介護用ベッドなど	①1~5 ⑤1・2	
	住宅改修費の支給・介護予防住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際に、原則20万円を上限として改修費用を支給します。	①1~5 ⑤1・2	※事前申請

介護用品購入利用券 (紙おむつ等)	紙おむつ、紙パンツ、尿取りパットを1割負担で購入できる利用券を支給します。 ※月額 6,000 円以内	①1~5 ⑤1~2 総合事業対象者	※事前申請※ 指定業者 16 ページのとおり
特定福祉用具購入・特定介護予防特定福祉用具購入	入浴や排せつのための道具などを購入した際、その購入費を支給します。 ※限度額 年 10 万円 <例> ポータブルトイレ・入浴用いす、手すりなど	①1~5 ⑤1~2	

(4)足寄町内の介護サービス事業所

要介護 ① 要支援 ⑤

施設名	サービス内容	要件等	町内の事業所
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で自宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の介助などが受けられます。	①3~5	特別養護老人ホーム「あゆみ園」
介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるように、医学的な管理のもとで、リハビリテーションや看護・介護を行います。	①1~5	介護療養型老人保健施設「あづまの里」
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症のある人が、共同生活を営む住居において、入浴、食事、排せつなどの介護や機能訓練を受けられます。(要支援1の人は受けられません)	①1~5 ⑤2	足寄町認知症対応型生活介護事業所1・2(むすびれっじ内) / グループホームうらら花
軽費老人ホーム (ケアハウス) ※介護保険施設ではありません。	日常生活においては身の回りのことが自分でできる方が入居できる施設です。食事は提供されますが、その他の身の回りのことは自分で行います。支援が必要な方はヘルパーやデイサービス等、外部の介護保険サービスを利用することができます。	60歳以上の方(夫婦の場合はどちらかが60歳以上)	ケアハウス「銀河の里あしよる」



◇介護用品購入利用券指定業者

業者名	住所	電話
(有)小林薬局	足寄町南1条2丁目1	25-2048
(株)にいぬま	足寄町北1条3丁目13	25-3184
つがやす薬局 足寄店	足寄町北1条3丁目6	25-2511
(株)ナカジマ薬局足寄店	足寄町南5条3丁目3	25-5962
(株)サッポロドラッグストア足寄店	足寄町北3条1丁目7-1	25-7500
(株)ナカジマ薬局あしよろ南2条店	足寄町南2条2丁目7-6	25-8120
(株)ツルハ ツルハドラッグ足寄店	足寄町西町5丁目2-16	25-8787
イエローグローブ足寄店	足寄町南7条1丁目12	25-8611

<認知症にかかわるサポートについて>

「チームオレンジ」 に参加してみませんか？

足寄町では認知症の理解を深め、認知症の方や家族の方を支援するための「チームオレンジ」が結成されています。

認知症サポーター養成講座とステップアップ講座を受講することでメンバーになれます。

安心して生活できる地域づくりに参加してみませんか？

障がい・虚弱高齢者のための 「かえるネットワーク」

認知症などにより行方不明になった高齢者や障がい者を隣近所・事業所・団体などの協力機関が連絡を取り合い、町ぐるみで発見・保護する仕組みです。その後の本人や家族への支援も行います。

地域みんなでの見守りが大切です。

※登録しなくても利用できますが、事前に登録しておくこともできます。

認知症は誰にでも起こりうる身近な病気です。足寄町では認知症への理解を深め、地域の人みんなで支え合い、安心して生活できるまちづくりを進めていきます。

<お問い合わせ>

役場福祉課地域包括支援センター ☎25-9200



5. 高齢になってもいきいきと暮らしていくために

(1) 足寄町の高齢者福祉サービス

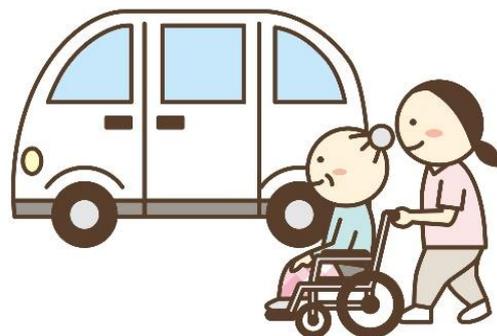
サービス	サービス内容	要件等
緊急通報装置設置	65歳以上の独居・高齢者のみの世帯または日常生活に支障のある世帯に、病気や災害時の緊急時に適切な対応が図れるように緊急通報設置を行います。	設置料:町負担 通話料・電池等: 利用者負担
敬老祝金	足寄町に住所を有し、9月15日現在において継続して1年以上居住されている満年齢77歳、88歳、99歳の方に、長寿のお祝いと社会貢献に対する労をねぎらうため、足寄町商工会商品券をお渡しします。	77歳～ 15,000円 88歳～ 30,000円 99歳～100,000円
敬老会開催交付金	12月31日現在において足寄町に住所を有する満年齢75歳以上の方を対象に敬老会や記念品の贈呈を行った自治会等に対し、経費として1人当たり3,000円以内を支給します。	
生きがいデイサービス	町内の「寿の家」で週2回程度、介助員により、趣味活動、健康チェック、給食サービスなどを行います。 ◎大萱地・上利別・芽登・螺湾寿の家	利用料 1日300円
除雪サービス	冬期間(11月～3月)、自治会等の地域組織が対象世帯の除雪を行った場合、所要の助成を行います。 助成額～ 1世帯5,000円	65歳以上の高齢者世帯、身体障がい者世帯、病人等のいる世帯で町民税非課税世帯
訪問理美容サービス	身体状況や心身の疾病または障がいにより、自ら美容院、美容院に出向くことが困難な方に対し、登録された理美容サービス事業者が居宅に訪問し、理美容サービスを行います。	費用～自己負担 業者は別記
地域住民グループ支援	閉じこもりがち、または要介護状態になる恐れのある地域高齢者のお宅に見守り等の訪問活動を行うグループに対し助成を行っています。 助成限度額:5万円 現在は旭町・下愛冠・中足寄・芽登の4か所で行っています。	<事業者> 足寄町社会福祉協議会
食の自立支援 (配食サービス)	65歳以上の独居、高齢者のみの世帯や心身障がいなどにより、調理が困難な方に、週2回(火・木曜日)、安否確認も兼ねて昼食を宅配します。	<事業者> 足寄町社会福祉協議会

外出支援サービス	在宅の高齢者・心身障がい者で自力で公共交通機関等による外出が困難な方に、ご自宅と町内施設・医療機関への送迎を行います。※家族による送迎ができる方などは除く 利用料:無料	対象者:65歳以上の方、重度心身障がい者で外出が困難な方
あんしん電話サービス (ハートコール)	週2回、電話で安否確認や健康状態の把握などを行います。利用料:無料	対象者:70歳以上のひとり暮らしの方
徘徊高齢者家族支援	認知症の徘徊がみられる高齢者の安全の確保と家族の不安を解消するため、徘徊探知機導入の初期費用を助成します。	限度額~1万2千円 毎月の利用料金は自己負担
高齢者保健福祉サービスモニター	定期的に高齢者のいる家庭や福祉施設等を訪問し、各種サービス内容に関する意見や要望等をお聞きし、適切な対応を行うとともに、高齢者の話し相手や安否確認等を行います。 利用料:無料	
介護支援ボランティア	指定した介護施設などで、利用者とお話しをしたり、掃除・洗濯の補助、レクリエーションの補助などを行います。おおむね1時間で1ポイント(1ポイント100円)を貯めることができ、1年に一度換金することができます。	<事業者> 足寄町社会福祉協議会 ☎28-0722
給食サービス	老人憩いの家で毎週火曜日に、婦人ボランティアの皆さん手作りの昼食をいただきます。 利用料:1食 300円	70歳以上のひとり暮らしの方 <事業者> 足寄町社会福祉協議会 ☎28-0722
100円タクシー	市街地区にお住まいで、移動手段のない高齢者や障がい者の方が町内の医療機関に通院するときに利用できる乗り合いタクシーです。事前登録が必要です。	70歳以上または障がい者等の手帳が交付されており、自分で車の乗降ができる方 役場福祉課福祉担当 ☎25-2216
生活支援長屋 (むすびれっじ内)	高齢者や障がい者の方が、住み慣れたご自宅での生活が継続できるよう、介護保険等のサービスを受けながら、一時的に生活する施設です。	むすびれっじ ☎28-0113
地域交流施設 (むすびれっじ内)	足寄町内に住むすべての高齢者の健康・生きがいづくりや、介護予防をはかるための施設です。高齢者との交流であれば、どなたでも利用できます。世代を超えて多くの方が集まり繋がりができることで、互いに支え合う体制を作っていきます。	むすびれっじ ☎28-0177

通所型介護予防事業	生活機能の維持や認知症予防のため、日常生活のリハビリに取り組むほか、転倒予防などの介護予防訓練などが受けられます。	MELLOW 倶楽部 「あ・笑～る」 <事業者> NPO 法人ママサポート エプロン ☎25-6000
-----------	---	--

訪問理美容業者

山村理容室 25-2242 ・ 理容室ダイヤ 25-2087
はたの理容 25-2229 ・ ゆあさ美容室 25-2613



お問い合わせ

▽介護サービス

役場福祉課地域包括支援センター ☎25-9200
介護保険担当 ☎28-3854

▽高齢者福祉サービス

役場福祉課高齢者福祉担当 ☎28-3854

6. 安心して子育てするために

(1) 子育て関連施設

☆足寄町認定こども園どんぐり

生後6ヶ月から就学前の子どもたちが健やかに成長するよう取り組むとともに、集団生活で良い習慣が身につくよう家庭との連携を大切にしながら保育を行います。

定員 180人

(3歳未満児 25人、3歳以上 155人)

生後6か月～就学前児童

☆地域保育所

足寄町市街地区以外に、芽登保育所、螺湾保育所、上利別保育所の3つの保育所があります。

☆児童館・学童保育所

◆児童館(登録制) 13時～17時
自由来館・ランドセル来館

◆学童保育所(定員120名 登録制)
保護者の就労等により昼間家庭において保育を受けられない児童が利用できます。また一時的に保育が必要になった場合でも利用できます。

月～金 授業終了～18時

土曜日 8時～12時

長期休業日 8時～18時

☆子育て支援センター

お子さんが健やかに育ち、安心して子育てができるようお父さん、お母さんのサポーターとして育児相談などを行っています。

◆一時保育(有料)

お仕事、急病、看護、社会活動などにより一時的に家庭保育が困難になった場合お預かりします。

月～金(週3日・月12日以内)

9時～17時

1歳(離乳完了)～就学前児童

要予約～利用日の3日前まで

◆つどいの広場(無料)

9時30分～11時50分

(休館日 水・土・日・祝日)

◆子育て相談

月～金 10時～16時

◆その他

子育て情報の提供・子育て講座、講演会の開催など

☆児童デイサービスあゆみ園

心身の発達や言葉の習得などに遅れのあるお子さんを対象に、遊びや運動、相談指導を通じて1人1人の発達の援助を行っています。まずはご相談ください。

お問い合わせ

あしよろ子どもセンター ☎25-2574

子育て支援センター ☎25-4415

(2)児童扶養手当

目 的	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童がいるひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)に対して、生活の安定と児童の福祉増進を図ることを目的とした手当
受給対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(又は20歳未満の障がいのある児童)を監護する母、父又は父母に代わって養育する者(祖父母等)。
支給要件	父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護していること。
手当月額	<p><児童1人の場合> 全部支給: 43,160円 一部支給: 43,150円~10,180円</p> <p><児童2人以上の加算額> 全部支給: 10,190円 一部支給: 10,180円~5,100円 ※令和2年4月~</p>
所得制限限度額(収入ベース)	全部支給(2人世帯) 160万円 一部支給(2人世帯) 365万円
支払期月	1月、3月、5月、7月、9月、11月(年6回)

※児童扶養手当を受けている方には、手当を引き続き受給できる要件を満たしているか確認するため、毎年8月1日から8月31日までの間に現況届を提出していただきます。

(3)児童手当

受給対象者	中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方
支給額	<p>手当の額(一人あたり月額)</p> <p>3歳未満 一律 15,000円</p> <p>3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降は 15,000円)</p> <p>中学生一律 10,000円</p> <p>※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、「特例給付」として月額一律 5,000円を支給。(以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます。)</p> <p>※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。</p>
支給時期	原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。例)6月の支給日には、2~5月分の手当を支給します。
その他	保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

適用ルール

1. 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します(留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります)。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

※児童手当を受けている方には、手当を引き続き受給できる要件を満たしているか確認するため、毎年6月1日の状況について現況届を提出していただきます。

お問い合わせ

役場福祉課福祉担当 ☎25-2216



7. その他福祉関連サービス

<p>民生委員・児童委員</p>	<p>困りごとや生活上の課題を一緒に考え、行政機関とのパイプ役になる一番身近な相談員です。町内には30名の民生委員児童委員と2名の主任児童委員が活動しています。地区ごとに担当がいます。</p>	
<p>生活保護</p>	<p>思いがけない病気やケガ、失業などにより生活費に困り、他に方法がないときは、その状況に応じて必要な生活の保障と、自分自身の力で生活していくことができるよう指導・援助を行います。まずは担当にお問い合わせください。</p>	<p>役場福祉課 福祉担当 ☎25-2216</p>
<p>DV相談など</p>	<p>DV(家庭内暴力)により生命または身体に危害が及ぶおそれのある方、ストーカー行為などで執拗につきまとい等をされるおそれのある方について、加害者からの住民票や戸籍の附票の請求があった場合に交付や閲覧を制限することができる支援措置があります。 <手続きの流れ> ①被害者本人またはご家族が警察署等に相談する。 ②支援措置申出書の提出 ③警察署から申出書に意見を附して被害者へ交付。 ④警察署から交付された申出書を市町村へ提出 ⑤支援開始</p>	<p>役場住民課 戸籍年金担当 ☎28-3856</p>
<p>生活福祉資金</p>	<p>他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的な自立と生活の安定を目指し、社会福祉協議会が窓口となっている貸付制度です。 【貸付対象者】 ▽低所得世帯（世帯の収入が一定基準以下） ▽障がい者世帯 （各手帳の交付を受けた方の属する世帯及び障害者総合支援法によるサービスを利用している方など、これと同程度と認められる者を含む方の属する世帯） ▽高齢者世帯 （65歳以上の介護を必要とする高齢者の属する世帯） 【連帯借受人・連帯保証人】 原則として、連帯保証人が1名必要です(条件あり) 【返済】 ・利子は無利子、年1.5%、年3%のいずれか （貸付資金の種類によって異なります） ・返済は元金利子均等月賦返済</p>	<p>足寄町社会福祉協議会 ☎28-0722</p>

Ⅲ. 足寄町内公共施設バリアフリートイレ一覧

施設名	設備	その他
足寄町役場	  	
足寄町民センター	   	子ども用トイレ
あしよろ銀河ホール21	   	
あしよろ子どもセンター	  	子ども用トイレ
足寄動物化石博物館	 	
総合体育館	   	子ども用トイレ
温水プール		
生涯学習館	 	
老人憩いの家	 	
南区コミュニティーセンター	 	
児童館	 	
国保病院	 	
道の駅 足寄湖		
里見が丘公園(野球場)	   	
里見が丘公園(砂防公園)		
里見が丘公園(ときわパークゴルフ場)		
里見が丘公園(フラワー園)	 	
火葬場	  	お盆・お彼岸は一般開放
寿の家(上利別・大萱地・螺湾・芽登)		
集落センター(大萱地・芽登)	 	



車椅子対応



オストメイト



おむつ交換台

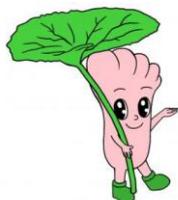


ベビーシート

☆足寄町ホームページ

<https://www.town.ashoro.hokkaido.jp>

QRコード



足寄町の医療と介護、保健と福祉の情報サイト

☆あしよろってHP

<https://www.ashorotte-hukushi.jp/>